

## 観光事業者の人材戦略支援事業（専門家派遣）

### 【公募要領（追加募集）】

（申請期間）

令和7年9月19日（金）から令和7年10月31日（金）17時まで

- 専用の申請フォームからご申請ください。  
<https://forms.office.com/e/NVHFK1uHpg>
- 当事業は、専門家を派遣し、観光事業者の採用に関する取組を支援するものです（補助金事業ではありません）。

（当事業に関する問合せ先）

- ご不明な点があれば、下記どちらかの電話番号またはメールにてお問い合わせください。

観光事業者の人材戦略支援業務 窓口（アデコ株式会社）

Tel : 050-4560-5083

（平日8:30～17:15 ※土日祝を除く）

Mail : [ade.jp.kanko-jinzai@jp.adecco.com](mailto:ade.jp.kanko-jinzai@jp.adecco.com)

三重県観光部観光戦略課

Tel : 059-224-2830

（平日8:30～17:15 ※土日祝を除く）

Mail : [kankost@pref.mie.lg.jp](mailto:kankost@pref.mie.lg.jp)

令和7年9月

三重県観光部観光戦略課

※令和7年9月19日改定：改定部分赤字

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の目的

観光産業は他産業と比べて生産性が低く、さらに人手不足も深刻となっており、将来を見据えた経営基盤の強化が喫緊の課題となっています。

本事業は、専門家によるコンサルティングによって、観光事業者における**人材の採用に関する取組**を支援します。

また、取組事例をまとめた事例集の作成、成果報告会の開催などによって横展開を図ることで、県内観光産業全体が**人材確保**に取り組む機運を醸成し、県内観光産業の持続的な成長を促進することを目的とします。

### (2) 事業の内容

支援対象となった観光事業者(以下、「支援対象者」という。)は、専門家によるコンサルティングを受けながら、**人材の採用**に関する課題の解決に取り組みます。

支援対象者は**無償でコンサルティングを受けることができます。ただし、コンサルティング以外の経費(例：求人広告の利用費等)が発生する場合は、支援対象者の負担となります。**

本事業は、アデコ株式会社が受託しており(以下、「受託者」という。)、受託者が支援対象者の現状を分析のうえ、適当な専門家を派遣します。

【コンサルティングの対象となるテーマ】

- ① 採用活動に関する課題(計画・母集団形成・選考基準・面接手法など)
- ② 採用広報・ブランディングの強化(対外的な魅力発信など)

**※追加募集では、コンサルティングの対象テーマを上記のみに限定しています。**

### (3) 事業スケジュール(予定)

時期	内容
9月19日～	追加募集 申請開始
～10月31日	申請者への事前ヒアリング ↓ 支援対象者を随時決定
10月～2月	課題の把握、分析 ※支援対象者を決定次第、随時開始 ↓ 改善案の提案・実施
3月	成果報告会

## 2. 事業要件

### (1) 申請要件

本事業の対象は、県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業のいずれかを営む事業者(以下、「観光事業者」という)とします。

なお、以下の要件を全て満たさなければ申請は認められません。

ア. 専門家によるコンサルティングを受けながら、支援対象者が主体となり**人材の採用課題の解決に積極的に取り組む意欲**があること。

- イ. 受託者の求めに応じ、資料・データの提出(例：採用実績、就業規則、会社情報等)、ヒアリング・現地視察、成果報告書への事例掲載(必要に応じデータの公表)等に合意できること。
- ウ. 本事業を実施する上で必要な体制を有していること。
- エ. 事業終了後も、継続的に**人材確保**に向けた取組を行う意欲があること。
- オ. 次のいずれにも該当するものでないこと。
  - a. 「三重県暴力団排除条例」(平成 22 年三重県条例第 48 号)を遵守しない者
  - b. 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - c. 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - d. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - e. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - f. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - g. 法令に則った営業許可を取得していない者
  - h. 三重県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
  - カ. その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

## (2) 観光事業者の定義

本事業における観光事業者とは、県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業のいずれかを営む事業者としますが、その定義は以下のとおりとします。

### ア. 宿泊施設

不特定多数の旅行者の利用に供する県内宿泊施設の営業を行う事業者のうち、旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の三重県知事又は四日市市長の許可を受けている事業者が営業する施設とします。

#### 【対象外の施設】

- ・旅館業法に規定の「下宿営業」施設
- ・店舗型性風俗特殊営業を行う施設(いわゆるラブホテル等)
- ・その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

### イ. 観光施設

観光客のために提供し、次に該当する施設とします。

#### 【対象施設】

観光庁の「観光入込客数に関する共通基準」に基づき、県内各市町へ入込客数

を報告している施設

<施設例>

レジャーランド・遊園地、温泉施設、水族館 等

【対象外となる施設】

地域住民の日常利用が大半を占めている施設

<施設例>

- ・地域住民の利用が大半を占める運動施設
- ・ショッピングセンター、商店街
- ・観光施設に附属する駐車場
- ・地域住民の利用が大半を占める遊興施設・遊戯施設  
(パチンコ店、ボウリング場等)

#### ウ. 土産物店

観光客に対して三重にちなんだ品物を販売している店舗とします。ここでいう「店舗」とは、次のいずれにも該当する店舗とします。

【対象店舗】

- ・三重県観光連盟公式サイト(観光三重)や観光協会HPに掲載されている土産物店
- ・協同組合三重県物産振興会の組合員が営む土産物店

【対象外となる店舗】

地域住民の日常利用が大半を占めている店舗

<店舗例>

ショッピングセンター、コンビニ、薬局 等

#### エ. 体験事業

観光客に対して三重の魅力を伝える体験事業を実施していることとします。ここでいう「体験事業」とは、次に該当する事業とします。

【対象事業】

三重県観光連盟公式サイト(観光三重)、観光協会HP、じゃらん・アソビューなどのOTAサイトで掲載されている事業

<事業例>

自然体験、産業体験、文化体験、郷土料理づくり体験、工芸体験、ガイド付き施設見学、観光ガイド付きまち歩き体験 等

【対象外となる事業】

- ・地域住民の日常利用が大半を占める事業
- ・単にイベントのみを実施している事業(例：1日限定で実施するイベント等)
- ・目的地への送迎のみを目的としている事業(例：バス送迎、渡船等)
- ・地域住民を対象とした事業・施設  
(例：英会話教室、水泳教室、スポーツジム、ボウリング場等)

### 3. 支援対象者の選定

#### (1) 支援対象者選定の流れ

- ア. 専用の申請フォームよりお申し込みください。
- イ. 申請内容をもとに事前ヒアリングを行います（資料提供を依頼する場合があります）。
- ウ. 県と受託者にて審査のうえ支援対象者を決定し、結果を通知します。  
**選考は、申請期間中随時行います。**なお、予定選定数を超えた場合は、申請期間の途中で公募を終了する場合があります。
- ※コンサルティングの結果、申請時に記載いただいた「取り組みたい内容」と異なる取組となる場合がございますので、予めご了承ください。

(2) 選定数

**5者**程度（予定）

(3) 審査基準

申請内容や事前ヒアリング等をもとに、以下の基準に基づいて審査します。

- ・ **人材の採用課題**に取り組む合理性があり、課題解決に向けた意欲があるか。
- ・ 取り組みたい内容や課題が、他事業者への横展開性が高いものか。
- ・ 事業を実施できる体制が整っているか。

※事業規模、地域バランスを考慮のうえ支援対象者を選定する場合があります。

(4) 選定結果の決定及び通知

選定結果については、選考を行った後、申請者に対して随時通知を行います。

## 4. 申請方法

(1) 申請期間

**令和7年9月19日（金）から令和7年10月31日（金）17時まで**

(2) 申請方法

専用の申請フォームよりお申し込みください。

<https://forms.office.com/e/NVHFK1uHpg>

※申請後、翌営業日以内に入力頂いた連絡先アドレスへ受領確認メールをお送りします。万一、確認メールが届かない場合は、受託者までご連絡ください。

(3) 留意点

- ・ 申請に虚偽があった場合は、申請自体を無効とします。
- ・ 提出書類は、「三重県情報公開条例」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 本事業とは別に、人材戦略等に関する参加型セミナーの開催を予定しています。審査の結果、本事業にご参加いただけない事業者の方には、希望があれば優先的に参加型セミナーにご参加いただけるよう配慮いたします（※参加を確約するものではありません）。  
なお、参加型セミナーの詳細と募集情報は、**10月**頃公開予定です。

以上